

## 韓国知的財産ニュース 2012 年 5 月後期

(No. 223)

発行年月日：2012 年 6 月 14 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、5 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許権などの登録令一部改正令案 (5 月 16 日)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、2012 年特許制度巡回説明会開催 (5 月 16 日)
- 2-2 標準特許確保に政府レベルで取り組み強化 (5 月 16 日)
- 2-3 韓国型知識財産取引所の設立を検討 (5 月 21 日)
- 2-4 税関登録制度を利用したニセ物遮断方法 (5 月 24 日)
- 2-5 中小企業、特許戦略支援で海外輸出の道拡大 (5 月 25 日)
- 2-6 「商標分野の G5 スタート」国際商標の秩序、韓国が主導 (5 月 29 日)
- 2-7 弁理士登録と弁理士会会員加入を一度に (5 月 29 日)
- 2-8 Good bye ニセ物！ニセ物追放キャンペーン開催 (5 月 30 日)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 三星-アップル特許紛争交渉、終盤に妥結？ (5 月 22 日)
- 3-2 三星-オスラム LED 特許紛争、三星が先に笑った (5 月 23 日)
- 3-3 三星、LG 電子デジタルデータ処理技術の特許対応が必要 (5 月 23 日)
- 3-4 特許審判院、バイアグラ勃起不全治療の用途特許無効決定 (5 月 31 日)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 デザイン出願、今や 3D！ (5 月 22 日)

#### その他一般

- 5-1 スマートフォンを便利に使用する方法、マルチタッチ (5 月 17 日)
- 5-2 無線充電技術特許、米国を追う韓国 (5 月 17 日)

- 5-3 第47回「発明の月」発明有功者総79名を褒章(5月18日)
- 5-4 銀行混乱、特許「時限爆弾」目前に(5月23日)
- 5-5 海からリチウム抽出、リチウム確保に問題なし(5月25日)
- 5-6 合成木材の特許出願が10倍以上増加(5月31日)

## 法律、制度関連

### 1-1 特許権などの登録令一部改正令案(韓国特許庁HP 5月16日)

#### 1. 改正理由

信託法全部改正(2011.7.25法律 第10924号で公布、2012.7.26施行予定)に伴い、再信託、信託の併合及び分割、担保権信託などが新しく導入され、信託財産管理人及び信託管理人等信託の登録事項が新設されるに当たり、これを反映・整備しようとするため。

#### 2. 主要内容

##### イ. 信託登録の単独申請主義の規定(案 第49条)

1) 信託登録は、権利の移転等の効果を有するのではなく、信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利であることを第三者に公示する効果のみ有しているため、現行の施行令では、受託者と委託者が共同で信託登録を申請する必要がないことについてもこれを強制させている問題点がある。

2) 信託登録に関して、受託者の単独申請でできるようにする。

3) 信託登録の手続きを簡素化し、効率性を向上することが期待される。

##### ロ. 信託の併合・分割等による信託登録の申請方法規定(案 第60条の2)

1) 改正「信託法」により導入された信託の併合・分割により、特許権等若しくは特許権等に関する権利が変動又は同一の受託者が管理する信託件の取引により特許権等若しくは特許権等に関する権利が変動した場合、その信託登録の申請方法を定める必要がある。

2) 信託の併合又は分割によって、一つの信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利が他の信託の信託財産に帰属する場合、信託登録の抹消登録及び新しい信託登録の申請は、信託の併合又は分割による権利変更登録の申請と同時にするようにし、「信託法」によって複数の信託を引受けた受託者が一つの信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を他の信託の信託財産に帰属させる場合、信託の併合・分割にともなう信託登録の申請に関する規定を準用するようにする。

3) 信託登録を権利変更登録と同時にするように規定し、信託登録の正確性が向上する

ことが期待される。

ハ. 受託者が信託財産として他人に設定した信託の登録申請人規定 (案 第 60 条の 3)

1) 改正「信託法」により導入された再信託が設定された場合、信託財産の特許権等又は特許権等に関する権利移転登録の登録権利者と登録義務者とを定める必要がある。

2) 受託者が「信託法」により他人に信託財産についての信託を設定する場合、該当信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利移転登録については、新しい信託の受託者を登録権利者とし、本来の信託の受託者を登録義務者とする。

3) 再信託について、権利移転登録の登録申請人を明確にする効果が期待される。

ニ. 信託財産に関する権利変更登録の特例規定 (案 第 60 条の 4)

1) 改正「信託法」により導入された信託宣言による信託が設定され又は受託者が法院の許可等により利益に反する行為をすることが許容される場合、信託財産である特許権等又は特許権等に関する権利変更登録の申請方法を定める必要がある。

2) 信託宣言を通じて信託を設定する場合及び受託者が「信託法」によって信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利を信託財産に帰属させる場合等には、受託者が単独で該当信託財産に属する特許権等又は特許権等に関する権利変更登録を申請することができるようにする。

3) 信託宣言等の場合、権利変更登録手続を簡素化することが期待される。

ホ. 担保権信託に関する特例規定 (案 第 60 条の 5)

1) 改正「信託法」により導入された担保権信託において、信託財産である特許権等又は特許権等に関する権利に設定された質権の被担保債権が複数の場合、質権を登録する方法を定める必要があり、また、被担保債権が移転される場合は、信託登録の変更登録手続を定める必要がある。

2) 質権を信託財産とする担保権信託の場合、その質権によって担保される被担保債権が複数であって、その各被担保債権別に債権額、債務者、返済時期等が異なるときには、申請書に債権額、債務者、返済時期等を各債権別に区分して記録するようにし、また、その被担保債権が移転される場合には、受託者が信託原簿記録の変更登録を申請するようにする。

3) 担保権信託の場合、信託登録及び担保権の登録手続を明確にする効果が期待される。

なお、この法令は 2012 年 7 月 26 日から施行されます。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、2012年特許制度巡回説明会開催 (韓国特許庁 HP 5月16日)

韓国特許庁は、5月「発明の月」を迎え2012年特許制度巡回説明会を開催する。今回実施する巡回説明会は、最近改正された特許・商標法令と今後の特許制度改善方向を紹介して、特許制度に関して一般人が疑問に思っている事項を解消するために行なわれる。

特に、特許庁の特許制度担当者がソウル(首都圏)、大田(忠清圏)、晋州(嶺南圏)、光陽(湖南圏)に直接訪問するため、地域の特許顧客が気軽に参加でき、特許制度に関する質疑応答の時間も設ける。

今回の順会説明会では▲韓-米FTAを反映した特許法・商標法改正事項▲明細書への背景技術の記載義務化▲特許審査ハイウェイ(PPH)対象国家の拡大など、特許顧客が必ず知って置かなければならない特許・商標制度の改善事項と改正審査基準を説明する。また、今後の特許制度の先進化方向を紹介し、これに関する参加者の意見も取りまとめる予定だ。

発明家、出願人、代理人など特許制度に関心のある人であれば誰でも巡回説明会に参加することができる。首都圏巡回説明会はソウル韓国知識財産センター(5月18日10時)、忠清圏は政府大田庁舎3棟(5月25日14時)、嶺南圏は晋州知識財産センター(6月1日10時)、湖南圏は光陽商工会議所(6月1日15時)で各々開催され、巡回説明会の参加者には特許制度改善事項に関する説明資料集が提供される。

特許制度担当者の詳細な説明と質疑応答で行なわれる今回の順会説明会は、特許顧客が特許制度に関する理解を高め、普段疑問に思っている点を解消できる良い機会になると思われる。

### 2-2 標準特許確保に政府レベルで取り組み強化 (デジタルタイムズ 5月16日)

技術性と市場性を備えた標準特許を確保するための政府レベルの取り組みが一層強化される。

国家知識財産委員会は16日、標準特許に関連する15の政府と関係機関などが参加した中「第1階標準特許戦略協議会」を行なった。

標準特許は公式標準で定められた技術を具現するために必ず必要な特許で、長期間にかけて莫大なロイヤリティー収益を創出して特許の市場価値を高め、国家の技術貿易収支にも大きな影響を及ぼす。

標準特許戦略協議会は、標準特許の確保のために研究開発(R&D)から特許出願、国際標準提案および採択など、様々な活動を連携して関係機関間協力および長期的観点の戦略を模索するために始めた。

この日、特許情報センターは協議会において、各省庁における政策推進の連携不足により韓国の標準特許確保が不十分で、これを克服するためには政策連携およびインフラ造成などが必要だと提案した。

これと関連して、知識財産委員会は提起された問題点の解決案および政策代案の構築のために政策研究を推進、標準特許の戦略的創出・確保の支援および競争力強化案を省庁合合同案件として今年末に委員会に上程する計画だ。

パク・ソンジュン知識財産委員会知識財産振興官は「純利益基準で世界 30 大企業に MS、アップル、グーグル、ファイザーなど知識基盤革新企業が中心となるなど、世界経済は特許資本主義時代に入った。」とし、「今回の協議会を機に標準特許に対する戦略的確保の支援案を構築し、今後韓国の技術貿易収支の改善に寄与していく」と述べた。

<李・ジュンギ記者>

### 2-3 韓国型知識財産取引所の設立を検討 (デジタルタイムズ 5月21日)

三星、グーグルなどグローバル特許紛争が深刻化しているなか、政府が生産的な特許活動を誘導する「知識財産取引所」の設立を検討、注目を浴びている。

21日、韓国産業技術振興院 (KIAT) 関係者は「昨年、米国で知識財産取引所が開設された後、国内でもこれと同じようなモデルを導入できるか妥当性を調査し、下半期頃の導入可否について決定する計画だ」と述べた。

米国は、2007年にライセンス権を基盤とした特許取引モデルが登場した5年後の昨年12月、知識財産取引所 (IPXI) を本格的にスタートさせた。IPXI (Intellectual Property eXchange International) は、製品、部品又は特定技術単位のライセンス権を一括して取引する新しい形態の知識財産取引所。

最近のグローバル特許紛争が問題化し、独占的な特許権の行使に対する国及び企業間の消耗を減らし、効率的な特許活用方案の一つに知識財産取引所が代案として浮上している。

米国だけでなく、ヨーロッパも2007年にドイツで開催された「ヨーロッパ特許権フォーラム」で特許の活用を中心とする「ソフト知識財産 (IP)」接近法を提示している。ソフト IP は、特許を活用しようとする利害関係者にライセンスを付与して IP を効率的に活用するように誘導するシステムだ。イギリスの場合、特許権者が自身の特許に「License of Right」を表示すれば、この特許は誰でもライセンスを受け取ることができる。

韓国も既に知識経済部傘下に国家技術事業化情報網 (NTB) と特許庁の IP-マートなど技術取引と関連したサイトが存在している。NTB は、国内公的研究機関で開発した優秀な技術の民間技術移転など、企業の技術事業化を支援するために構築されたもので、5万件余りの技術情報が構築されている。

この他に技術移転・取引情報及び流通システムが運営されているが、システム間の連携不足によって迅速・正確な情報提供に限界があると指摘されている。実際 KIAT によれば、知識財産の取引のために政府が構築したオンライン取引システム・DB を活用する企業の割合が2009年32.4%から2010年21.3%に減少した。

これを受けて、政府は公開的に IP を取引できる空間を作って特許権者と特許利用者の望ましい市場参加を誘導できるかなど、妥当性の検討を通じて行なう方針だ。

KIAT 関係者は「知識財産取引所だけでなく、特許権問題などを解決できる様々な方案を検討して効率的なモデルを見つけることができるようにする」と述べた。

<金・ジソン記者>

## 2-4 税関登録制度を利用したニセ物遮断方法 (韓国特許庁 HP 5月24日)

韓国特許庁では、中国で生産され国内のみならず全世界に流通している韓国企業製品の模倣品流通根絶のために「中国税関における知識財産権登録支援事業」を推進する。

(※税関(海関)知識財産権登録とは、現地国に登録した知財権を現地国税関の知財権保護システムに登録することによって、輸出入される模倣品を税関の自発的なモニタリングを通して取締まる制度)

今年、中国を含む海外知識財産センター (IP-DESK)<sup>1)</sup>が設置された5ヵ国<sup>2)</sup>に知的財産権を登録している韓国企業を対象に登録手続きおよび費用を支援。税関の知識財産権登録支援は、韓国知識財産保護協会 (KIPRA) と大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) が運営している海外 IP-DESK を通じて申請を受けている。

既に、中国は世界における模倣品の最大生産地で、世界全体における模倣品の3分の2以上が中国で生産<sup>3)</sup>され、東南アジア市場のみならず米国、日本など先進国まで輸出するため、各国のブラックマーケットを通じて流通されていることが調査されている。

特に K-POP などの韓流ブームに押され、中国産の模倣品が国内産に化けて全世界に流通されており、韓国企業の被害はさらに増加している。

反面、模倣品による被害を受けている韓国企業の大部分は、税関知財権登録制度など現地国の知財権保護制度および救済手続きを知らず、知財権侵害から無防備な状態でその被害を被っており、現地国の知財権保護制度を活用できる支援対策が急務だ。

中国税関によれば、2011 年末基準の中国税関に登録された有効な知財権は計 16,000 件余りで、そのうち韓国の権利者の登録件数は 109 件と 0.68%に過ぎないことが分かった。一方、米国と日本企業の登録件数は各々1,400 件余り (8.75%)、960 件余り (6%) で、既に先進国は中国税関の知財権登録制度を積極的に活用していることが明らかになった。

税関を利用した模倣品の取締まりは、模倣品の疑いがある物品を申請人が直接該当の税関に申告して差し押さえるのが一般的だが、処理手続きが複雑で申告されていない物品に対する取締まりの根拠が不足しており、大部分の国の税関は知財権登録制度を運営している。

税関知財権登録制度を活用すれば、税関を通過する模倣品に対する自発的な取締まりを期待でき、取締まりを通じて得た荷送人、荷受人に対する情報を権利者に通知することで、その後の損害賠償などの民事訴訟において有利な証拠として活用することができる。

また、税関の自発的な取締まりで模倣品を摘発した場合には、模倣品の没収および罰金賦課のために別途に訴訟を提起する必要が無いため、権利者の立場では模倣品の取締

りに対する時間およびコスト節減効果を期待することができる。

これに特許庁国際協力課クォン・ギョウ課長は「今回の支援事業で、韓流ブームに便乗した中国産の模倣品による韓国企業の被害を減らすことができる契機になると期待する」と述べた。

1) 発明振興法第 50 条の 30 規定により、海外における輸出企業の産業財産権確保、活用および保護などを支援するために設置された海外知識財産総合支援センター

2) 中国、タイ、ベトナム、インドネシア、米国

3) 世界税関機構 (WCO) の模倣品現況報告によれば、2004 年基準で全世界における貿易量の 5~7% (5, 120 億ドル相当) を模倣品が占めており、このうち 3 分の 2 (67%) が中国で生産されていると発表した。

## <添付 1> 海外産業財産権センター支援事業

### 1. 目的

・海外進出する韓国企業の輸出競争力向上のために、現地における知財権創出および知財権のあい路事項を解決支援

### 2. 申請資格および支援内容

・ (申請資格) 韓国に事業者登録している個人<sup>1)</sup>または中小・中堅企業<sup>2)</sup>で、現地国で事業を運営中の者

1) 国内所得税法による個人事業者

2) 中小企業法による中小企業、産業発展法による中堅企業

### ・支援内容

区分		支援内容
費用 支援	商標・デザイン出願, 登録	現地で商標やデザイン出願, 登録を行なう場合、所要費用と手続きを支援 - 申請書受付後、申請資格審査を通過した権利に限り支援 - 登録費用は出願支援を受けた権利に限り支援
	税関知財権登録	現地に登録された知財権を該当国の税関に登録する場合、費用と手続きを支援
	被侵害実態調査および 行政救済	現地で発生する知財権の被侵害に対する実態調査と行政救済にともなう費用および手続きを支援

民・官合同派遣団	中国内の知財権執行公務員と現地進出企業との関係形成のための交流支援
知財権相談	<p>現地国の知財権確保および保護と関連して、知財権相談を随時支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電話, e-mail, 来訪および現地出張支援</li> <li>- 必要時に、現地の知財権専門家による専門相談支援</li> </ul>

\*各事業別に他機関を通じて支援を受けた場合は、支援を受けられない。

\*申請資格および支援内容に対する詳細事項は、IP-DESK ホームページの事業案内を参考

### 3. 支援比率

区分	支援比率
商標・デザイン出願, 登録	<p>現地所要費用の 50%支援 (1 社当たり 4 件以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中国, ベトナム: 300\$/件以内</li> <li>- タイ, インドネシア: 500\$/件以内</li> <li>- 米国: 600\$/件 (商標), 1,000\$/件 (デザイン) 以内</li> </ul>
税関知財権登録	<p>現地所要費用の 50%支援 (1 社当たり 4 件以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中国, ベトナム: 300\$/件以内</li> <li>- タイ, インドネシア: 500\$/件以内</li> <li>- 米国: 1,000\$/件以内</li> </ul>
被侵害実態調査および行政救済	<p>現地所要費用の 70%支援 (1 社当たり 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 3,000\$ (行政取締まり時 5,000\$) 以内</li> </ul>
民・官合同派遣団支援	総所要費用の 80%支援

\*「現地所要費用」とは、IP-DESK 支援事業を通じて発生した費用をいう。

### 4. 申請方法

- 申請期間：随時（但し、費用支援の場合予算消耗時まで）
- 申請書類：申請書および関連書類 1 部
  - \*申請書および関連書類の様式は IP-DESK ホームページ参考
- 申請方法：郵便または e-mail で申請

#### 2-5 中小企業、特許戦略支援で海外輸出の道拡大（韓国特許庁 HP 5月25日）

最近、海外市場への進出を計画中の国内中小企業に特許情報を活用して、研究開発の効率性を高める「民間 IP-R&D 戦略支援事業」が成果を上げている。

スーパーキャパシタメーカーのビナテックは、過去に競合会社との特許紛争の可能性のため、国内および中国の低価格市場を中心に事業を推進せざるをえず、その結果 2009



年の売上げは 32 億ウォンに過ぎなかった。

しかし、昨年米国市場とヨーロッパ市場を中心に攻撃的な営業をしたことから、2011 年は 82 億ウォンの売上げを達成し、海外売上げの急増にともない現在は追加増設などにより、年 500 億ウォンの生産規模を持つ工場を新設している。

ソン・ドギョン代表は「大規模な投資が可能だった理由は、昨年から民間 IP-R&D 戦略支援事業に参加しながら、海外主要競合会社の特許分析を通じて対応戦略を構築し、当社の技術を多数の特許で保護することによって、特許紛争に対する事前準備が徹底的に行なわれていたためだ。」と強調した。

国内中堅ネットワーク装備メーカーのユビクォースは、国内市場の低迷を予想してグローバルビジネス拡大に総力を傾けている。しかし、海外市場進出初期段階に自社保有特許が無く、海外競合会社との特許紛争の可能性が存在しており、性能中心に開発したネットワーク装備も安価な中国産の類似製品と差別化を果たせなかったという評価を受けるなど、多くのあい路を経験した。

しかし、特許庁事業参加を通じて国内外の競合会社の特許分析を実施して、輸出予定国に製品発売前に特許出願をするなど、安定的市場進入のための基盤を構築した。

また、ネットワーク装備初、使用者の操作便宜性および機能強化デザイン概念を適用し、海外市場進出用の製品群にファミリーロックを導入した。その結果、ユビクォースだけの固有イメージを反映した製品を発売し、最近では海外バイヤーと輸出契約締結を控えている。

25 日ユビクォース成果発表会に参加した金・ホウォン特許庁長は「韓国企業が円滑に海外市場に進出するためには、研究開発の企画段階から特許情報を活用して、強い特許の確保戦略を樹立しなければならない」と述べた。

特許庁の「民間 IP-R&D 戦略支援事業」とは、参加企業の研究開発段階別オーダーメイド型特許戦略を樹立することによって、強い特許を確保し、製品発売以後、特許問題から自由に事業を推進できるように支援を行なう事業だ。

今年、計 118 企業に課題遂行費用の最大 80% (8,000 万ウォン) を支援し、下半期事業は 5 月 31 日まで申請・受付を行なっている。詳細事項は事業 HP ([ipro.rndip.re.kr](http://ipro.rndip.re.kr)) を参照。

## 2-6 「商標分野の G5 スタート」国際商標の秩序、韓国が主導 (韓国特許庁 HP 5 月 29 日)

韓国が世界的な商標強国と肩を並べるようになった。特許庁は、商標分野 5 大強国の会議体制である TM5 (TM5: Trademark Five) が、公式に発足したと明らかにした。TM5 は、世界全体における商標出願の 70.4% を占める 5 カ国 (韓国, 米国, 日本, 中国, ヨーロッパ) の特許庁の集いで、商標制度の発展のための国際的な議論を主導している。

韓国は、昨年伝統的な商標強国といえる米国、日本、ヨーロッパと共に商標 4 強体制 (TM4 会議) を構成し、商標分野の国際的議論に本格的に参加し始めた。しかし、韓国

企業の最大海外出願国である中国が本会議に参加せず、TM4 会議の効果は制限的だった。これに特許庁は、中国を TM4 会議に合流させるための様々な外交的努力を行ない、今年ついに中国が正式な会員として加入、TM5 会議が発足することとなった。

特許庁は、TM5 会議が韓国企業の海外商標に対する競争力向上に大きく貢献すると期待していると明らかにした。

まず、類似商標または模倣商標による韓国企業の被害を大幅に解消することができると思われる。現在 5 カ国は、悪意のある商標出願の問題に対して共に認識を持ち、これに対する対処方法を講じているためだ。

韓国企業が中国での模倣商標問題で頭を悩ませている状況のなか、中国が TM5 の一員に加入したため、韓国企業が実質的に感じるメリットはさらに増えると見られる。TM5 の発足と共に模倣商標問題は両者レベルではなく、5 カ国特許庁の問題として解決策が模索されることにより、より効果的かつ実践的な措置が検討されるものと思われる。

また、5 カ国の登録商標に対する情報が統合して管理されることで、韓国企業が海外進出時に該当市場の登録商標に対する情報を事前に入手できるようになり、効率的に商標戦略を樹立することができるようになる。商標戦略の樹立のためには、登録商標を検索することが必須であるが、TM5 協力事業の一環として 5 カ国の登録商標を簡単に検索できる WEB サイトが開発されるためだ。このような WEB サイト開発は、中国に多く商標を出願している韓国企業にとって特に有効だと期待されている。これまで中国に商標を出願する韓国企業は、中国の登録商標情報を入手することができず、商標戦略の樹立に苦労していたからだ。

これと共に、特許庁は韓国企業により友好的な国際商標の秩序が構築されるよう誘導するために、新しい TM5 協力事業を準備中だ。5 カ国の商標審査官間で共同審査を通じて審査結果を共有し、5 カ国の相違する審査慣行の調和を追求する「共同審査プロジェクト」がそれだが、現在ヨーロッパ商標デザイン庁 (OHIM) と試験事業を実施中だ。

また、来年も TM5 会議を韓国に誘致して商標強国韓国の地位を高めるために外交能力を総動員している。来年会議を開催するか否かは来る 10 月スペインで開催される第 1 次 TM5 例年会議で決定される。

金・ホウォン特許庁長は「TM5 が商標強国の集いという象徴的な意味を越えて、韓国企業に実質的なサポートを提供する会議体制になるように、新しい協力事業を発掘・提案し、来年の会議を必ず韓国が誘致できるように持続的な努力を行なう」と述べた。

## 2-7 弁理士登録と弁理士会会員加入を一度に (韓国特許庁 HP 5 月 29 日)

6 月 1 日から弁理士資格を持つ人は、大韓弁理士会を通じて弁理士登録および弁理士会会員加入を一度に行なえるようになる。

韓国特許庁は、弁理士登録業務の効率的運営のために、弁理士登録業務を 6 月 1 日から大韓弁理士会に委託すると明らかにした。

これまで、弁理士資格を持つ人が弁理士業務を始めるためには、弁理士法により特許

庁に弁理士登録をしなければならなかった。一方、弁理士法による弁理士会への加入義務の規定により、大韓弁理士会に別途会員加入をしなければならず、非常に非効率だった。

今回、弁理士登録業務の委託によって弁理士資格証の発給、法人設立および定款変更の認可を除いて、弁理士登録、登録拒否、登録取消し、登録料納付の告知、各種申告の受理、登録および登録取消しの公告、法人設立の認可申請および定款変更の認可申請受付など、登録業務全般に関し大韓弁理士会が直接処理することになる。

このように、大韓弁理士会が弁理士登録業務と弁理士会会員管理業務を統合して処理できるようになることで、顧客の便宜性がより高まると期待。

特許庁 李・ヨンデ産業財産政策局長は「弁理士登録業務の大韓弁理士会への委託により、特許庁は行政力を政策業務に集中することができ、大韓弁理士会は法定団体としての地位および公共性が強化される」と述べた。

## 2-8 Good bye ニセ物！ニセ物追放キャンペーン開催（韓国特許庁 HP 5月30日）

韓国特許庁と韓国消費生活研究院が共同で展開する模倣品追放キャンペーンが「Good bye ニセ物」というテーマで5月30日、ソウル、梨花女子大学前の公園で開かれた。

特に、今回のキャンペーンは模倣品追放に消費者自らが対応しようという趣旨の下、消費者団体の韓国消費生活研究院が直接主管し、▲金・ホウォン韓国特許庁長▲ジョン・ホソク韓国知識財産保護協会長（現代モービス社長）▲金・ヨンファ韓国消費者団体協議会長▲カン・ドンソク訪ねたい街委員会委員長などがキャンペーンに参加、模倣品追放運動に消費者の参加を訴える予定だ。また、ホームショッピング、オンラインオープンマーケット担当者、国内有名商標権者など、国内の企業家も共に参加してキャンペーン活動を支援する。

キャンペーン当日、公式行事以外にも「本物を探せ!」、「『模倣品、私はこう考える』消費者参加アンケート調査」、「ニセ物を投げろ!」など、多様な消費者参加プログラムも共に進行し、消費者がニセ物の弊害を直接体験する機会も提供する。合わせて、模倣品関連の資料と商品、知財権保護広告公募展受賞作品を観覧できる展示プログラムも運営する。

また、今回のキャンペーンは、ソウルのみならず6月1日までの3日間全国6広域市の繁華街14カ所でリレー形式で行ない、模倣品追放運動を全国的に展開する計画。

韓国は、産業財産権の出願が世界4位で知財権強国だが、商標など知財権保護水準は先進59カ国中31位に留まっている。従って、健全な企業の育成および公正な市場秩序の確立のみならず、国家の品格向上のためにも模倣品追放に対する消費者の認識向上が必要なのが実情だ。

李・ヨンデ特許庁産業財産政策局長は「今回のキャンペーンは、模倣品の違法流通が消費者個人の健康と安全に害を及ぼし、ひいては国家競争力にも悪影響を与えることを消費者自らが体験する場として、合理的な消費生活を促進する契機になるだろう」と述

べた。

(なお、ジェトロソウル知財チームもこのキャンペーンに参加し、日系企業の真正品購入啓発パンフレットの配布等を行ないました。)

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 三星-アップル特許紛争交渉、終盤に妥結？ (デジタルタイムズ 5月22日)

三星電子とアップルの最高経営者 (CEO) が、米国, サンフランシスコで特許紛争協議のための初会合を行なった。しかし、訴訟戦を終えるほどの明確な成果物は期待できないと思われる。

21日 (現地時間) 業界によると、チェ・ジソン三星電子副会長とティム・クックアップル CEO はこの日午前、米国, サンフランシスコで初会合を行なったと報道された。これは、2人の大物の対面取材のために集まった現地取材陣を意識して、両社の交渉場所と知られた米国, カリフォルニア北部地方裁判所サンフランシスコ裁判所庁舎の代わりに、第3の場所で会合を行なったと思われる。

両者が合意の場を裁判所ではなく、他の場所にしてくれるよう裁判所に要請し、これを判事が許諾すれば場所を変更することができるが、これは非常に異例な事である。

しかし、2人の CEO の会合にもかかわらず、劇的な妥結の可能性は低いと思われる。実際、アップルは CEO 間の会合を行なった初日、三星電子のギャラクシータブ 10.1 に対する販売禁止を米国, カリフォルニア北部地方裁判所に要請した。これと関連して、米国の最高裁判所は、ギャラクシータブ 10.1 の販売禁止を棄却した1審での決定を再審するように差し戻させている。

三星電子も今回の CEO 会合で劇的な妥結となる可能性は低いと見ている。三星電子のある関係者は「2人の CEO が会合をしても、即座にどんな発表が出るかを期待するのは難しい」と述べた。

チェ・ジソン副会長とティム・クック CEO は、韓国時間の23日午前1時30分 (現地時間22日午前9時30分) に再会合を行なう。

<パク・ジソン記者>

### 3-2 三星-オスラム LED 特許紛争、三星が先に笑った (韓国特許庁 HP 5月23日)

□特許審判院は、オスラムの LED 特許2件を無効と判断

特許審判院は22日、ドイツの照明メーカーであるオスラムの発光ダイオード(LED)核心特許2件に対し、三星が昨年3月に提起した無効審判で三星の無効主張を認め、オスラムの特許は無効として最終決定を下したと明らかにした。

今回問題になったオスラムの特許2件は、青色LEDが出す青色光を白色光に変える「ホワイトコンバージョン」技術で、LED照明の核心技術として知られている。特許審判院

は、これらの特許の訂正明細書の記載が特許法で定めた一定基準を満たしておらず、該当の特許技術も全て先行資料と比較して進歩性の要件を満たせないことから無効だと判断した。

今回の決定は、オスラムと三星/LG 間において複雑に絡まった特許紛争の糸を解いていく過程で出た特許審判院の初めての判断という点で興味深い。

これらの会社は、昨年 3 月以降特許審判院に相手方の特許(オスラム 13 件, 三星 7 件, LG7 件)に対し、計 40 件の無効審判(三星/LG→オスラム:23 件, オスラム→三星/LG:17 件)を提起し、6 月以降はソウル中央地方裁判所に侵害訴訟と逆訴訟を提起するなど、両者は実に激しく争ってきた。

特許審判院によれば、裁判所に侵害訴訟が関わっている事件については一般事件より優先的に審理するが、今回の事件は関連する争点が多く、提出された証拠が膨大で最終決定を下すまで多少時間がかかったという。

□ LED 特許紛争の重要性と緊急性に照らして、残りの事件に対する結果もまもなく出るだろう。

両者がこのような熾烈な「特許戦争」に飛び込んだのは、最近の LED 分野の市場状況と深い関係がある。

LED は単純な発光素子機能を越えて携帯機器、TV、自動車、照明など応用範囲が急速に拡大しており、特に白熱灯の代わりにエネルギー効率が高い LED 照明に代えるなど、世界各国のグリーン産業振興の意志に後押しされ関連市場が急速に膨張している。これに伴い、昨年一年の LED 市場は前年に比べ 9.8%成長し、特に照明市場での LED 需要は同期比 44%の急成長を見せた。\* 資料出处:Strategies Unlimited(2012. 2.)

この注目すべき黄金市場の 68%を 10 社が占め、そのうち上位 2~4 位に三星、オスラム、LG が並んでランクインしている点を見ると、恐らくこれらの企業間の特許紛争は避けられない選択であったことを察することができる。各社の死活的問題が関わっているためだ。

特許審判院の当該事件担当審判長は、事案の重要性と緊急性を勘案して、残りの事件も当事者に最大限の出張立証の機会を付与するものの、迅速に審理を行なって結論を出す計画だと明らかにした。

### 3-3 三星、LG 電子デジタルデータ処理技術の特許対応が必要 (電子新聞 5 月 23 日)

未来の知的財産 (IP) であるデジタルデータ処理技術の特許において、アップルが三星・LG 電子より優位に立っていることが分かった。

デジタルデータ処理技術は、スマートフォン又はコンピュータにおいて主に音声認識やユーザーインターフェースなどに使用される。23 日電子新聞が特許分析専門会社 IPI に依頼してアップルと三星・LG 電子が米国に登録した「デジタルデータ処理技術 (分類

G60F)」特許を分析した結果、競争力を示すパワー指数でアップルが三星・LG 電子を大きくリードした。IPI は独自に開発した特許分析システム「パットスパイダー」で 3 社が最近 4 年間に登録した特許を分析した。特許競争力により、最高等級の A+ から最低等級の F までの 9 等級に分類される。デジタルデータ処理技術分野だけを調査した資料ではあるが、アップルと韓国大手企業の特許競争力を見ることができる事例として注目される。

特許訴訟などに活用する可能性が大きい A+ 等級では、アップルは保有する特許のうち 6.1% を占めた反面、三星電子と LG 電子の特許中で占めた割合は 0.2% と 1.8% に過ぎなかった。A 等級と B+ 等級も同様だった。アップルは各々 15.2% (A 等級) と 21.9% (B+ 等級) で、三星電子は 0.9% (A 等級) 7.5% (B 等級)、LG 電子は 7.4% (A 等級) 15.4% (B+ 等級) だった。アップルが競合相手への訴訟に活用した特許は、B+ 等級が最も多く C 等級以下は無かった。

特許潜在性が落ちる D+ と D 等級のアップル特許の割合は、三星・LG 電子と比べて多くて 6.4% 低かった。高級特許はアップルが多く確保した反面、今後活用度が落ちる特許は韓国企業が多く保有したということだ。

専門家は、調査結果が国内大企業の特許管理に対する安易な政策を示す事例だと説明。ある特許取引会社代表は「昔は、大企業はアップルなど多国籍企業が特許攻撃をするなど考えもしなかった」とし、「特許侵害でアップルを告訴できる特許さえ、機会があっても買収しなかった」と述べた。また、「特許は一般的に登録されて 10 年後に輝く。単純に今注目の特許を確保するのではなく、今後の技術動向を見据えてあらかじめ確保する戦略が必要だ。」と強調した。大企業は、1~2 年前から量的特許の拡大から質的特許の拡大戦略に転換した。

金・ギョンウク IPI 代表は「研究開発の産物である特許権が、企業の競争道具として活用されるだけに優秀な特許権保有に対する努力が必要だ」とし、「防御目的の特許出願よりは、攻撃的な特許活用戦略を念頭に置いた研究開発が重要だ」と述べた。ミン・スンウク IP キューブパートナーズ代表は「高級特許は競合会社との訴訟に活用されるだけでなく、クロスライセンスと投資誘致にも活用されるだろう」とし、「社会全般的に優良特許を確保しなければならないという認識が必要だ」と強調した。

<金・ジュンベ記者>

### 3-4 特許審判院、バイアグラ勃起不全治療の用途特許無効決定 (韓国特許庁 HP 5 月 31 日)

- バイアグラの主成分である「シルデナフィル」に対する勃起不全治療の用途特許は無効
  - 韓国特許庁の所属機関である特許審判院は、多国籍製薬会社のファイザー(特許権者)のバイアグラ(主成分「シルデナフィル」)勃起不全治療の用途特許(特許第 262926 号)に対する無効審判の審決で、審判請求人の CJ 第一製糖(株)および韓美(ハンミ)

薬品(株)の無効主張を認め、バイアグラの用途特許を無効と決定したと5月30日明らかにした。

。「ファイザー」は、バイアグラの主成分である「シルデナフィル」に対する物質特許と勃起不全治療の用途特許の特許権者として、これまで独占的にバイアグラを販売してきた。物質特許の特許権存続期間が今年5月17日に満了になったが、バイアグラの勃起不全治療の用途特許は、その特許権が2014年5月13日まで残っており、勃起不全治療用バイアグラの独占権は引き続き「ファイザー」が持っている。

。バイアグラの勃起不全治療の用途特許は、これまで国内製薬会社がバイアグラの複製薬を発売するのに最大の障害だっただけに、今回の特許審判院の無効審決で国内バイアグラ複製薬の発売に弾みがつくと見られる。

□ バイアグラの用途特許の無効理由は、特許明細書への記載不十分と進歩性否定

。特許審判院は審決で、バイアグラの用途特許は「シルデナフィル」を有効成分とする男性の勃起不全治療のための経口投与用製薬組成物に関する医薬用途の発明として、次のような2つの理由から登録無効とした。

① バイアグラの用途特許は、その出願日以前に「シルデナフィル」の勃起不全治療と関連した薬理機転が明確になっておらず、明細書には「シルデナフィル」が勃起不全治療に医薬的效果を有するものなのかに対する具体的な実験結果などの記載が不十分。  
(明細書記載不備)。

② バイアグラの用途特許の構成要素中、有効成分である「シルデナフィル」、「男性勃起不全治療用」という医薬用途、そして「経口投与用」という投与経路はその出願日以前の先行技術を結合して容易に導出することができ、用途特許は先行技術からその進歩性が否定される。(進歩性欠如)

□特許審判院は、今回の無効審判事件は勃起不全治療の用途特許の無効可否に対する国内初の技術的・法理的判断であり、審決結果によって今後特許法院と侵害法院で有利な立場に立てる機会であることから、権利存続を通じてバイアグラ複製薬の発売を阻止しようとするファイザーと複製薬の早期発売を望む国内製薬会社間に熾烈な無効可否攻防が続いたと明らかにした。

。無効審判の当事者以外に、国内の製薬会社4社が審判参加人資格で審判に参加し、両当事者間で14回に及ぶ意見書および答弁書をやり取りし、関係証拠資料も73件も提出された。

。特許審判院の金・ソンホ審判長は「バイアグラの用途特許が有効な状況で、国内製薬会社がバイアグラ複製薬を発売または発売する予定であり、今後複製薬を発売する製薬

会社に対するファイザーの特許侵害訴訟などが生じると思われる。このような事案の重要性を勘案して、事件の迅速な進行のために口述審理を行ない、両者の主張と関連する証拠を入念に調べ、今回無効審決をした」と述べた。

□特許審判院の無効審決により、バイアグラ複製薬の発売が大幅増加

- 。 現在、バイアグラ勃起不全治療の用途特許に対する無効審判が進行中だが、国内製薬会社18社、計33個のバイアグラ複製薬に対し、食品医薬品安全庁の市販許可を受け(2012年5月24日基準)、既にバイアグラ複製薬を発売した製薬会社も6社ある。
- 。 特許審判院による今回のバイアグラ勃起不全治療の用途特許の無効審決によって、今後国内製薬会社のバイアグラ複製薬発売はさらに増えると見られ、国内の勃起不全治療剤市場の競争も一層激しくなると予測される。

□バイアグラの用途特許の無効可否確定までは、今後1年前後かかる見込み

- 。 今回、特許審判院の無効審決であったが、バイアグラ勃起不全資料の用途特許の特許権者であるファイザーは、特許法院に無効審決の取り消し訴訟を提起することができるため、特許法院と大法院で無効可否が最終確定するまでは通常1年前後必要となり、それまでバイアグラの用途特許は、そのままファイザーの有効な権利として残ることになる。
- 。 ファイザーは、今後特許法院に審決取り消し訴訟を提起するとともに、国内製薬会社を相手に法院にバイアグラ複製薬販売禁止の仮処分申請および特許侵害による損害賠償請求訴訟などを提起するものと見られる。
- 。 特許審判院の無効審決があるだけに、国内製薬会社が関連訴訟で有利な位置にいるように見えるが、国内製薬会社が何ら制約なくバイアグラ複製薬を販売できるかは、無効審決に対する特許法院と大法院の判断を注意深く見守らなければならない。

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 デザイン出願、今や3D! (韓国特許庁 HP 5月22日)

韓国特許庁が世界で初めて施行している3D立体デザイン出願制度の利用実績が、導入後3年で毎年2倍増加し、目を見張るほどの成長ぶりを見せている。

また、特許庁の3D立体デザイン出願制度の運営は米国、日本およびヨーロッパなど先進国の特許庁からベンチマーキングの対象として浮上している。

3D立体デザイン出願は、デザインを出願する際に、平面で作成した製品の図面や写真の代わりにコンピューターグラフィック技術を利用し、モデリングした3D立体ファイルをそのまま提出することができる制度だ。

この制度は、デザイナーがコンピューターグラフィック技術を活用して、3Dで製品を



デザインすることが普遍化している産業界の現実を反映したもので、3D 立体ファイルを再度いくつも図面や写真で作成する必要がなく、コンピューターファイル形式のまま出願することにより、出願人の費用と時間の節減となるため施行している。

3D 立体デザインの出願規模は、施行初年度の 2010 年は 786 件に過ぎなかったが、2011 年には 1,569 件と約 2 倍に増加し、今年に入り 4 月までの昨年同期間の 491 件より大幅増の 877 件を記録している。

2011 年 3D 立体デザイン出願現況を見ると、大企業より中小企業 (58%) と個人 (40%) の出願が全体の 98% を占めているが、これは費用負担などで代理人の選任が難しい個人や中小企業が、出願費用と時間を節約するために 3D 立体デザイン出願制度をよく活用しているためであると判断される。

また、製品別の出願現況を見ると、住宅設備用品が 24%、土木建設用品が 23%、アクセサリなどが 17% を占めているが、これはそれらの業界で製品の複雑な構造や精密な部分まで細かく描写できる 3D コンピューターグラフィック技術が多く活用されているためであると思われる。

一方、3D 立体デザイン出願は、特許庁の審査業務にも非常に有効であり、3D 立体デザインの特徴上、様々な角度からデザインを正確に把握することができ、デザイン間の類似性の有無判断に効果的なだけでなく、複雑なあらゆる図面の提出が不必要なため、審査官の図面審査における負担もはるかに少なくなった。

これまでの運営結果と照らし合わせて見ると、3D 立体デザイン出願制度の利用が引き続き大幅に増加すると予想されるが、出願人が必ず留意しなければならない点は、3D 立体デザイン出願の際に必ず特許庁で許容しているファイル形式 [3DS, DWG, DWF, IG(E)S] で作成しなければならず、提出前に 3D ビュアーを通してイメージが正確に表現されているか確認しなければならない。

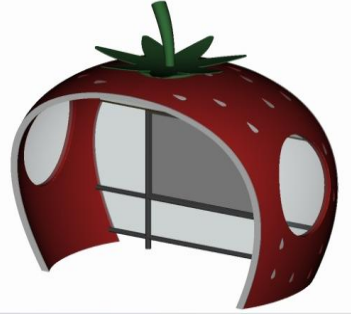


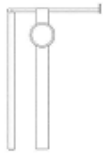

今後、特許庁では 3D 立体デザイン出願をより簡単に利用できるように 3D ビュアーの性能を高めるなど、出願システムを継続的に改善していく予定だ。

## < 参考資料 >

- ・ 2011 年度 出願方式別の審査処理結果

区分	審査最終件数	図面ミスによる拒絶決定件数 (割合)
3D 図面出願	698 件	23 件 (3.3%)
2D 図面出願	57,524 件	5,330 件 (9.3%)
全体出願	58,222 件	5,353 件 (9.2%)

。 3D 図面および 2D 図面の登録事例

3D 図面 (バス停留所)	2D 図面 (バス停留所)	
	 <p data-bbox="756 775 858 801">図面 1.1</p>	 <p data-bbox="1126 775 1228 801">図面 1.2</p>
	 <p data-bbox="756 1106 858 1133">図面 1.3</p>	 <p data-bbox="1126 1106 1228 1133">図面 1.4</p>

その他一般

5-1 スマートフォンを便利に使用方法、マルチタッチ (韓国特許庁 HP 5月17日)

最近、スマート機器の爆発的な普及とともにタッチスクリーンなどに使用されるマルチタッチ\*技術の特許出願が急増していることが分かった。

韓国特許庁によれば、最近6年間(2006~2011年)におけるマルチタッチ技術の特許出願は2006年5件に過ぎなかったが、その後持続的に増加し、最近3年(2009年~2011年)間の年平均は122件に達した。

これを出願人別で見ると、国内企業が309件(67.2%)と最も多く、国内個人が69件(14.6%)、外国企業が47件(10.2%)、国内研究機関が35件(7.6%)、外国個人が2件(0.4%)の順であることが分かった。

注目する点は、国内個人の出願率が全体出願の14.6%で、他の技術分野に比べ相対的に高い。これは、スマートフォン人気に押され、普段使用しているタッチ方法に対する関心が特許出願に繋がっていると思われる。

国内企業ではLG電子が99件と最も多く出願しており、三星電子が87件、LGディスプレイ

プレイが 16 件を各々出願した。最近のスマートフォン市場の急激な拡大にともない、技術先行獲得のために積極的に投資しているためと見られる。外国企業では、アップルが最も多い 15 件を出願した。

具体的な技術内容を調べてみると、マルチタッチをする際にタッチの正確性を高めるために電極を改善したタッチスクリーンなどタッチ装置関連技術が 267 件 (58.0%) と最も多く、アイコンをマルチタッチするとワンタッチした場合と違う動作を行なう制御方法など携帯端末機の動作方法関連技術が 88 件 (19.1%)、マルチタッチをした身体部位を判別する方法など、ユーザーインターフェース関連技術が 32 件 (7.0%)、その他 73 件 (15.9%) とであることが分かった。

特許庁関係者は「スマートフォンとタブレット PC の普及による爆発的な増加と合わせて使用者の便宜性向上のためのタッチ技術開発の余地が多いため、今後も特許出願が着実に増加するものと予想される」と述べた。

## <参考資料>

マルチタッチ関連技術の出願件数 (2006 年～2011 年)

区分 年度	国内			外国		合計
	企業	研究機関	個人	企業	個人	
2006	4			1		5
2007	17	3	2	8		30
2008	39	5	11	4		59
2009	76	5	9	18	1	109
2010	99	13	29	11		152
2011	74	9	16	5	1	105
合計 (割合)	309 (67.2%)	35 (7.6%)	67 (14.6%)	47 (10.2%)	2 (0.4%)	460 (100.0%)

## 5-2 無線充電技術特許、米国を追う韓国 (電子新聞 5月17日)

無線充電技術の商用化が加速しているなか、米国が全体の 40% に達する最も多くの特許を保有していることが明らかになった。韓国は 29% で後に続いた。

17 日、ディスプレイバンクが発行した「モバイル無線充電技術核心特許分析」によれば、モバイル無線充電技術の特許出願件数は 2005 年の 36 件から 2010 年は 206 件と大幅に増加したことが分かった。

米国、韓国、日本、ヨーロッパなど主要 4 カ国のモバイル無線充電技術の特許出願分布を分析した結果、米国、クアルコムが最も多く出願しており、日本、セイコーエプソンと韓国、三星電子、ハンリムポステックなどが活発な出願を見せている。

無線充電方式別に見ると、機器をパッド上に乗せる誘導方式が47%で、並列共振周波数を利用して数メートルの距離でも充電が可能な共振方式の37%より多い。

2008年から三星電子とクアルコムで共振方式無線充電技術の研究開発をし、最近共振モードの技術がさらに出願頻度が高いことが分かった。

イム・チャンソプディスプレイバンク専任研究員は「三星電子は共振方式、LG電子は誘導方式と、他の技術を採用し関心が集中している」とし、「現在、標準化と充電効率、安全性など技術的な完成度は磁気誘導方式が高いが、送信距離が短いという限界があり、技術完成度を高めれば共振技術を無線充電技術として代替できる」と期待した。

この報告書は、最近まで公開された韓国、米国、ヨーロッパ、日本のモバイル無線充電技術と関連した975件の特許を選別して、無線充電技術全体の特許動向および技術動向についてまとめた報告書である。

<金・インスン記者>

### 5-3 第47回「発明の月」発明有功者総79名を褒章（韓国特許庁 HP 5月18日）

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「第47回発明の月」記念式が18日63ビルディングで開催された。この日記念式では、金・ファンシク国務総理、金・ホウォン特許庁長など600名余りが参加した中で、総79名の発明有功者に勲・褒章などを授与した。

記念式では、ユ・ジンニョン(株)LG化学副社長(技術研究院長)が金塔産業勲章を受章。ユ・ジンニョン副社長は、電気自動車用電池と3DTVの核心素材であるFPR(偏光フィルムパターン)など新素材開発において、国家産業競争力強化に非常に貢献したという評価を受けている。

銀塔産業勲章は、従来の高麗人参を加工して、成人病予防に効果的な特異成分含有量を高めた仙参を開発した金・ボクドゥク(株)ジンセンサイエンス代表理事と国内で最初にLCD核心部品の製作工程を国産化したリュ・ドヒョン(株)トップエンジニアリング代表理事が受章した。

この他、パク・ソンホ(株)ポスコ常務とアン・ビョン Chol LGディスプレイ専務が銅塔産業勲章、金・ヨンジン(株)大宇建設首席研究委員△パク・ギョンヤン(株)ハレックスインフォテック代表理事が鉄塔産業勲章、ジョン・ホジン スンジン産業(株)代表理事とファン・イング韓国原子力研究院責任研究員が石塔産業勲章を受章した。

特許庁は、毎年国家競争力の向上に大きく貢献した最優秀発明者1名を「今年の発明王」に選定してきた。今年の「今年の発明王」の栄誉は、現代自動車 金・ヨンホパート長が獲得した。金パート長は、トヨタのハイブリッドに匹敵する国内ハイブリッド車両が皆無だった時代にトヨタの牙城に挑戦し、モーター自動変速機一体型構造のフルハイブリッド電気車を開発した。

今年の発明の月記念式では、発明有功者への授章とともに優秀発明品をはじめ国内に一点だけ残っている珍しい測雨器(錦宮測雨器)が特別展示された。優秀発明品展示館

では 3DTV、電気自動車など先端発明品とともに実生活でのアイデアを具現した生活発明品も展示された。食べると眠気が覚める眠気退治アメ、手を怪我する心配なくきれいにつけられるホチキス、普段は日光遮断用として使用し、火事になった時は防火壁になる防火用自動閉鎖ルーバーなどが展示された。

金・ホウォン特許庁長は、今回の発明の月記念式は、韓国が今後知識財産強国として展開していこうとする誓いをする場だ」とし、「特許庁は、今後知的財産が特定階層ではなく、全国民の生活に定着するように、知的財産の大衆化に積極的に取り組み先導していく」と強調した。

#### 5-4 銀行混乱、特許「時限爆弾」目前に (電子新聞 5月23日)

スマート金融が急成長したが、関連特許の競争力は後退している。スマート機器を活用した株式・銀行取引、カード使用など全般にわたって外国特許の攻勢に事実上無防備状態だ。

23日金融業界によれば、去る2008年の金融ビジネス方法(BM)で特許庁に出願・登録された件数は、各々621件と160件に達した。しかし、昨年は260件と114件で大幅に減少した。

国内金融市場の軸である国民・ウリ・新韓・ハナの4大銀行における出願件数の減少傾向はさらに深刻だ。2008年は374件に達していたこれらの銀行金融BM特許の出願件数は、昨年85件に急落した。

特許は出願から登録まで通常2~3年の時差があり、今後金融BM特許の減少傾向は一層加速化する見込みだ。

業界関係者は「IT人気と重なり、韓・米FTA締結を前後して金融街にBM特許ブームが沸いたが、最近は大下火状態だ」とし、「BM特許はまだ法的に明確な概念がなく、ITなど技術的な部分に馴染まない金融圏は、難しい技術要件を揃えるのに非常に苦労する」と述べた。

昨年、特許庁で受付けた証券関連のBM特許の申請は計19件だが、このうち最終登録に成功したのはたった1件に過ぎなかった。

李・ユンジク名門特許法人・法律事務所弁理士は「営業方法に関するアイデアそれ自体は、自然法則を利用した技術的思想の創作ではないために発明として見なされない」とし、「必ず、インターネット・通信・コンピューター技術などを基に営業方法を具体化すれば、特許として認められる」と述べた。

問題は、金融BM特許が急減傾向に置かれた時期が、韓国金融市場のスマートバンキングの初期段階と重なっている点だ。スマート金融市場が最高潮に達した時、グローバルメガバンクや特許怪物(NPE)の餌食になる可能性がそれだけ高い。

実際に、最近米国のフェニックスライセンシングがHSBC銀行などを相手に「金融商品及びサービス技術」に特許侵害訴訟を提起したのもこのような脈略と思われる。

ノ・ジンホ ハナ金融経営研究所研究委員は「先制的防御のためにも金融BM特許を直

「採取しなければならない」とし、「これと共に、既存の特許権を買収したり、ライセンス料を払いながらも特許権を利用するなどの総合的な『特許ビジネス戦略』が各金融機関に要求される」と述べた。

<リュ・ギョンドン記者>

## 5-5 海からリチウム抽出、リチウム確保に問題なし (韓国特許庁 HP 5月25日)

リチウムに対する関心が世界的に高まっている。リチウムは高いエネルギー保存密度と軽重量で携帯電話、ノートブック PC、ビデオカメラのような移動型電子機器と最近商用化段階にあるハイブリッド型電気自動車のバッテリー原料、航空機用軽合金原料、核融合の原料の三重水素の増殖材そして大容量電気エネルギー保存装置の原料としても使用されるため、その重要性は引き続き増加し、国家的レベルでの資源確保が非常に重要である。

このような多様な使い道があるにもかかわらず、陸上に埋蔵され商業的に採掘可能なリチウムは 410 万トン程度で、今後 7~8 年以内に枯渇すると見られる。特に、世界における埋蔵量のうち約 50%をボリビアが占め、その大部分が「ウユニ」塩湖に集中しているなど地域別の偏りが顕著だ。その他もチリ、中国、アルゼンチン、オーストラリア、米国の砂漠地帯にある塩湖に制限されている。

しかし、海水には約 2,300 億トンにも達する膨大な量が溶けていることが知られており、希望を与えている。年間 1 億トンほどのリチウムを全量輸入に依存している韓国で、海水 1 リットル当たり 0.17mg 溶けているリチウムを選択的かつ効率的に回収することができる技術に対する関心が高まっている。

韓国特許庁によれば、海水からリチウムを回収する技術に関する特許出願は計 37 件で、2000 年以前は 4 件に過ぎなかったが、2001 年から 2010 年まで 18 件が出願され、2011 年だけで 15 件とその出願件数が急激に増加した。国別では、韓国が 33 件(約 90%)と大部分を占めており、出願人別で見ると、韓国地質資源研究院(13 件, 35%)、浦項産業科学研究院(11 件, 30%)が多出願人として技術開発を主導していることが分かった。

通常、海水からリチウムを抽出する過程は、海水に吸着剤を投入してリチウムを吸着した後、吸着剤からリチウムイオンを脱着して濃縮する過程を経ることになる。従って、海水からリチウムを抽出して商業的に利用することができるようにするためには、リチウム吸着剤の性能をどのように高めるかにその成敗がかかっていると思われる。これは、リチウム吸着剤関連の特許出願が 21 件で、海水からリチウムを抽出する技術に対する全体出願のうち約 60%程度を占めることからその重要度が分かる。

具体的にリチウム吸着剤として使用されるマンガン酸化物の製造に関連した技術(6 件)、マンガン酸化物吸着剤にセラミックフィルター、中空糸膜フィルター、細幅織物フィルター、イオン交換繊維フィルターなどを並行使用することに関する技術(8 件)、ハニカムやイオン体系などのマンガン酸化物吸着剤の形態に関連した技術(2 件)、マンガン酸化物吸着剤に分離膜リザーバーシステムを適用して高性能吸着剤を製造する技術(1

件)、有機-無機ハイブリッド中間細孔分子体を吸着剤として利用する技術(1件)などの吸着剤関連の技術が出願されており、この他に選択的透過膜、分離膜などの高分子膜や電気分解を利用、または吸着剤以外の他の物質を添加して海水からリチウムを抽出する技術なども出願された。

2011年に韓国地質資源研究院とポスコが共同で江陵(カンルン)市に海水リチウム研究センターを竣工、実際に海域での実証研究に着手し、2014年まで年30トンの炭酸リチウムを抽出するプラントを建設して商用化につなげる。これにより、関連の特許出願とリチウム回収産業の競争力が一層強化されるものと思われる。

## 5-6 合成木材の特許出願が10倍以上増加(韓国特許庁HP 5月31日)

最近の4大河流域開発、国および地方自治団体の公園設備、上水源保護区域整備などに使用される建築用または景観用資材として合成木材<sup>1)</sup>が広く使用されており、民間部門の合成木材市場と合わせて公共部門での市場も大きく拡大している。

韓国特許庁によれば、去る10年間合成木材と関連した特許出願が計274件に達し、2002~2008年に9件前後であった特許出願が、2009年は44件、2010年は77件、2011年は90件とここ数年間で10倍と急激な増加傾向を見せている。

このように、最近合成木材関連の特許出願が急増したのは、河川整備事業をはじめとする各種水辺施設開発とアパート内の景観施設または公園、休憩施設の設置などの事業で合成木材の需要がさらに拡大すると見込んだ企業が、市場の先行獲得のために保有する技術の権利化を急ぎ、新製品開発への努力を傾けている結果と思われる。

合成木材関連の特許出願を技術分野別に見ると、合成木材を利用したコンテナ床構造、歩道ブロック、デッキ、欄干支柱、ベンチなどの製品に関するものが112件(41%)、基本材料の木粉とプラスチックの組合せと共にもみ殻、石炭廃石、黄土、貝殻の添加など構成材料に関するものが88件(32%)と大きく占めており、次に合成木材の製造装置に特徴があるものが41件(15%)、合成木材の製造方法に特徴があるものが33件(12%)を占めている。

一方、時期別に見ると、合成木材の開発初期である2000年代初期には炭、黄土、天然繊維の添加など、合成木材の構成材料に関する出願と建築の基本資材である床材に関する出願が中心であった。合成木材市場が本格的に形成された2000年代後半には、合成木材が持っている優秀なデザインの水溶性と耐久性を利用して、景観用欄干構造物、滑り止め用ブロック、防音壁、携帯電話ケースなど、製品自体に関する出願が増加している。

韓国で合成木材が本格的に産業化された期間は10年余りに過ぎず、その利用がまだ初期段階だ。しかし、既存の木材資材と比較して優れた性能を持つ合成木材は、政府の低炭素グリーン成長政策と国民の親環境(環境にやさしい)資材を好む傾向から、今後これに対する研究と製品開発が一層活発になるとと思われる。

韓国特許庁関係者は「合成木材は、天然木材とプラスチックの長所を生かすと同時に、経済性も持ち合わせた資材として天然木材の資源的限界、木材の反りや捻じれの間

題、廃木材の活用問題などを解決する技術的対応策になると期待しており、これと関連して特許出願も引き続き増加するものと予想される」と述べた。

1) 合成木材：木粉や木材チップにプラスチックを混合して作った人工木材で、天然木材の外観と質感をそのまま生かしながら、木材の脆弱な部分である耐久性、耐水性、難燃性、抗菌性などをプラスチックの機能性で補完した建築、景観資材を意味する。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム